## 政策評価調書(政策体系図)

所管名:デジタル庁

3年度成立予算における政策体系図 【基本(実施)計画(4年3月29日策定)】(注2)	
上位レベル (注1)	
中位レベル	
I. デジタル社会の形成に関する施策の推進	
1. 準公共・相互連携分野のデジタル化の推進	
2. マイナンバー制度の推進	
3. 情報システム統一研修運営	
Ⅱ.情報通信技術等の適正・効率化に関する施策の推進	
1 情報システムの整備	

4年度概算要求における政策体系図 【基本(実施)計画(4年3月29日策定)】(注3)	政策評価調書 (個別票)番号
上位レベル	
中位レベル	
I. デジタル社会の形成に関する施策の推進	
1. 準公共・相互連携分野のデジタル化の推進	1
2. マイナンバー制度の推進	2
3. 情報システム統一研修運営	3
Ⅱ. 情報通信技術等の適正・効率化に関する施策の推進	
1. 情報システムの整備	4

- 注) 1. 政策体系図のレベル数に応じて、適宜欄を追加、削除すること。
  - 2. 3年度成立予算の政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。
  - 3. 4年度において実施することが予定されている政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、4年度の新規の政策及び前年度政策体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
  - 4. 予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と対応する政策レベルにおいて、予算のある政策は上から順に付番し、予算のない政策は「-」とすること。

(注4)